

次期新興感染症発生・まん延時への対策に 御協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次期新興感染症の発生とまん延に備えるため、都道府県と医療機関の間で「医療措置協定」を締結することが感染症法の改正で規定されました。



県では『新型コロナ対応での最大値の体制』を目指して、県と事業所の皆様との間で、有事に備えてあらかじめ対応内容を約束しておく医療措置協定を締結することを目標としています。

協定を締結した訪問看護事業所が、新興感染症の発生等の公表が行われてから6か月以内に整える体制(可能なものについてのみ協定を締結)

- 自宅療養者の居所への訪問看護が可能
 - 自宅療養者の居所への訪問による健康観察が可能
 - 電話やオンラインによる健康観察が可能
- (その他)・高齢者施設等への対応可否
・個人防護具(PPEの備蓄)

できるだけ多くの県内**訪問看護事業所の皆様**と協定を締結することを目標にしています。

協定について、詳しくは滋賀県ホームページ(URL)に掲載していますので、ご参照のうえご検討ください。

また、滋賀ネット受付サービスにより協定締結の意向調査を行っています。下記URLまたはQRコードからアクセスし、ご回答をお願いします。

●協定について



URL:
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/yakuzi/334168.html>

●意向調査(しがネット受付サービス)



URL:
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys/3429946227791971543>